

2018年度 第4回 大阪歯科大学医の倫理委員会 議事要旨

開催日時：2018年11月14日(水) 9時

場 所：楠葉学舎5号館3階 大会議室

委 員：中嶋委員長 樫副委員長 岡崎委員 有田委員 辻林委員
沖永委員 要田委員 澤井委員 本田委員 西堤外部委員
村上外部委員

議事

1. 審査.

1) 受付番号40----<承認>

申請者：小滝 真也（歯科放射線学講座 講師）

課題名：歯性上顎洞炎の診断に関する単純エックス線撮影の有用性の検討

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、特に問題点が見受けられなかったため承認とした。ただし、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

申請書類の文言を加筆修正

2) 受付番号41----<承認>

申請者：秋山 広徳（歯科放射線学講座 講師）

課題名：歯原性腫瘍/嚢胞における石灰化パターンのエックス線学的分類

～歯科用エックス線画像を用いて～

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、特に問題点が見受けられなかったため承認とした。ただし、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

申請書類の文言を加筆修正

3) 受付番号42----<承認>

申請者：阿部 洋子（小児歯科学講座 講師）

課題名：摂食指導を行ったダウン症児とその母親の不安についての調査

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議

した結果、特に問題点が見受けられなかったため承認とした。ただし、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

- ・申請書類の文言を加筆修正
- ・研究課題名修正

4) 受付番号 43----<条件付き承認>

申請者：永久 景那（口腔リハビリテーション科 助教）

課題名：顎欠損部を有する患者の顎補綴治療と健康関連 QOL 評価の関連について

：後ろ向きコホート研究

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、研究対象である患者の診療元が他の診療科の場合もあるため、研究を実施する際は口腔リハビリテーション科だけでなく、関連する診療科からも協力を得ることを条件とする承認とした。また、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

- ・申請書類の文言を加筆修正
- ・職名の一部修正

5) 受付番号 44----<承認>

申請者：南部 隆之（細菌学講座 講師）

課題名：口腔細菌叢に対する一酸化窒素の殺菌効果の検証

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、特に問題点が見受けられなかったため承認とした。ただし、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

申請書類の文言を加筆修正

6) 受付番号 45----<承認>

申請者：尾形 祐己（医療保健学研究科 口腔科学専攻 大学院1年生）

課題名：病院で勤務する歯科衛生士の業務実態と困難感に関する検討

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、特に問題点が見受けられなかったため承認とした。ただし、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

申請書類の文言を加筆修正

7) 受付番号 46----<承認>

申請者：板並 悠香（医療保健学研究科 口腔科学専攻 大学院1年生）

課題名：介護老人保健施設入所者の口腔インプラント治療に関する口腔衛生状況および咀嚼・嚥下機能の把握

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、特に問題点が見受けられなかったため承認とした。ただし、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

申請書類の文言を加筆修正

8) 受付番号 47----<条件付き承認>

申請者：大森 あかね（医療保健学研究科 口腔科学専攻 大学院1年生）

課題名：インプラントと義歯におけるアイヒナーの分類による咀嚼能力の検討

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされ、研究実施の妥当性について審議した。本研究は歯科医院に協力を得る研究であるが、共同研究と本学のみでの研究のどちらにするかを研究責任者に相談、決定することを条件とする承認とした。また、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

- ・ 申請書類の文言を加筆修正
- ・ 研究課題名修正

9) 受付番号 48----<継続審議>

申請者：田中 佑人（障がい者歯科 助教）

課題名：口腔内感覚が咀嚼嚥下の誘発におよぼす影響

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、患者へ経口表面麻酔剤ならびに局所麻酔剤を用いて口腔粘膜を麻痺させることは誤嚥等のリスクがあること、また、嚥下造影時に放射線の被曝というリスクがあるため、対処方法を再検討いただくこととなった。

10) 受付番号 49----<承認>

申請者：島田 明子（口腔リハビリテーション科 講師）

課題名：睡眠時ブラキシズムマネジメントデバイスの臨床応用

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、特に問題点が見受けられなかったため承認とした。ただし、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

申請書類の文言を加筆修正

11) 受付番号 50----<条件付き承認>

申請者：池田 千浦子（口腔病理学講座 助教）

課題名：地域住民の口腔ケアにおける多職種連携の推進および口腔ケアの方法に関する基礎的研究

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、一部申請書類の文言修正を条件とする承認とした。

12) 受付番号 51----<承認>

申請者：永久 景那（口腔リハビリテーション科 助教）

課題名：顎欠損部を有する患者の顎補綴治療と健康関連 QOL 評価の関連について
：前向きコホート研究

【承認事由】

研究申請者より本研究の概要について説明がなされた。研究実施の妥当性について審議した結果、特に問題点が見受けられなかったため承認とした。ただし、委員より下記の通り修正指導があった。

【修正点】

申請書類の文言を加筆修正

2. 研究計画変更の申請について

1) 研究方法の変更---<<承認>>

申請者：小渕 隆一郎（歯学研究科 高齢者歯科学専攻 大学院3年生）

課題名：高齢者の全身性サルコペニアと口腔サルコペニアとの関連性の検討

承認番号：大歯医倫第110979号

【変更後の内容】

研究方法の変更

2) 研究方法の変更、担当者の追加---《承認》

申請者：奥野 真江（歯学研究科 小児歯科学専攻 大学院1年生）

課題名：ヒト乳歯歯髄由来Muse細胞における炎症応答の解明

承認番号：大歯医倫第110954号

【変更後の内容】

研究方法の変更、担当者の追加

3. 研究計画の変更について

1) 研究責任者の変更、担当者の追加---《承認》

申請者：南部 隆之（細菌学講座 講師）

課題名：インプラント治療予後判定のための口腔環境検査システムの構築

承認番号：大歯医倫 第 110854 号

【変更後の内容】

研究責任者の変更、担当者の追加

4. 臨床研究教育に係わる e ラーニング導入について

第4回医の倫理委員会での e ラーニングシステム導入に関する協議事項を各委員宛に事前にアンケートを実施した。その集計結果と各大学からのアンケート集計結果（e ラーニングシステムの利用状況調査）を併せて委員へご確認いただいた上で、次のとおり決定した。

(1) e ラーニングシステム導入可否

各委員へ実施したアンケートの集計結果を確認いただいたところ、全員一致で e ラーニング導入に賛成であったため、2019年度から e ラーニングシステムを導入することとなった。

(2) e ラーニングシステムの選定

各大学からのアンケート集計結果では約6割、各委員へ実施したアンケートの集計結果においても約6割が APRIN を選択していたため、多数決により e ラーニングシステムは APRIN を導入することとなった。

(3) e ラーニングシステムの費用負担部門

各大学からのアンケート集計結果では約7割、各委員へ実施したアンケートの集計結果においても約7割が大学負担を選択していた。

また、来年度より e ラーニングシステムの費用を大学予算で計上しており、e ラーニングシステムの費用は、大学負担となった。

5. ヒト ES 細胞の使用に関する学内規程（案）について

(1) 規程案の内容確認

本規程案の内容について、各委員へ確認したが、特に指摘事項が無かったため、

次回の歯学部主任教授会へ提出することとなった。

(2) 「ヒト ES 細胞の樹立に関する指針」、「ヒト ES 細胞の使用に関する指針」及び「ヒト ES 細胞の分配機関に関する指針」の改正について

文部科学省から出ているヒト ES 細胞に係わる指針について数ヵ月後に一部改正されることが判明した。今回の指針一部改正に伴い、ヒト ES 細胞の使用に関する学内規程（案）も改正することになるが、どのタイミングで学内規程（案）を改正、施行するか、委員長より次の 2 案を各委員へ提案した。

	指針改正前	指針改正後
提案 1	学内規程を施行	学内規程を改正
提案 2	-	学内規程を施行

本学において、ヒト ES 細胞を利用した研究を実施予定の教員がいるため、取り急ぎ指針改正前に学内規程（案）を施行し、指針改正後に学内規程を改正する形で運用することとなった。

6. その他確認事項

次回委員会は2019年1月9日(水)に開催することとなった。